報

島

令和五年三月三十

日

県

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目

例

○福島県税条例等の一部を改正する条例 規 則

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する

福島県知事

内 堀 雅 雄

### 福島県条例第三十九号

## 福島県税条例等の一部を改正する条例

る 福島県税条例 (昭和二十五年福島県条例第五十号) の一部を次のように改正す

第二十四条第二項中「によつて」を「により」に改める。

る基準として法第三十七条の二第二項各号列記以外の部分に規定する総務大臣が定め る基準」を「法第三十七条の二第二項第一号、 第二十六条の三第二項中「都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係 「当該基準及び」を削る。 第四号及び第五号に掲げる基準」に改

に改め、同条第二項中「第十項」を「第十四項」に改める。 第三十九条の十六第一項中「によつて」を「により」に、 「においては」を 「には

同条第五項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。 第五十八条の二十五第一項各号列記以外の部分中「において」を 「には」に改め

附則第六条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

一項中 「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三 十 旦 に改め

> 一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。 附則第九条第一項、第四項から第七項までの規定及び第十一項中 「令和五年三 月三

附則第九条の二第二項中「附則第九条の四第一 第九条の四第二項若しくは第四項」に改める。 項、 第四項若しくは第六項」 を 附

四第六項」を「附則第九条の四第四項」に改め、同項を同条第五項とする。 和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第九条の 二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を 項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第九条の四第四項」を「附則第九条の四第 を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、 附則第九条の四第一項及び第二項を削り、同条第三項中「令和五年三月三十 **「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、** 同条第四項中「第六項」 一日 令 同

附則第九条の五第二項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

う。)」を加え、同条第六項中「前二項」を「前三項」に、「又は第五項」を「から 五項に規定するオーストラリア軍隊(第六項において「オーストラリア軍隊」とい 第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。 二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さな が、 附則第十条の二の九第一項第二号中「自衛隊」の下に「又は法第百四十四条の三第 は、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第五十八条の 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者 令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合に

附則第十条の三の四第二項を削る。

和七年三月三十 附則第十条の三の五第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」 一日」に改め、同条第四項を次のように改める。 を 令

4 同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定めら 規定するもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び のいずれにも適合するもののうち、 るもの(第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。) 止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第 第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防 れた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び 公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第 及び第六項において同じ。)がハトンを超えるトラック(施行規則附則第四条の十 べきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置 であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用される 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。 (以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は 第 項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。) 側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装 項に規定するものに限る。 項に規定す 項に

福

十八項に規定する被けん引自動車を除く。)」を削り、「令和五年三月三十一日」を「附則第十条の三の五第五項を削り、同条第六項中「(施行規則附則第四条の十一第 「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、 とあるのは、「という。)から三百五十万円を控除して得た額」とする。 動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。 で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、 同項の次に次の一項を加え 当該自

2

に規定するもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条に規定するもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条第一項第一号ア⑴」に規定する排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項 十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を四項までを削り、同条第五項各号列記以外の部分中「自家用の乗用車及び」及び「、 車(以下この条」を「石油ガス自動車(次項第五号及び第三項第二号」に、「平成二及び第三項第一号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「石油ガス自動め、同項第一号中「ガソリン自動車(以下この条」を「ガソリン自動車(次項第四号然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「除く。以下この条及び」を「除く。」に改 う。)」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第六十四条 のとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第三項に規定する平成二 以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきも 第一項の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン 二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成 「電気自動車をいう。次項第一号」に、 『電気自動車をいう。次項第一号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天附則第十条の四第一項各号列記以外の部分中「電気自動車をいう。以下この条」を とあるのは、「という。)から百七十五万円を控除して得た額」とする。 の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」 回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該自動車 備えるもの 制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定 一項第一号ア⑴ に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準 一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」と (施行規則附則第四条の十一第 (施行規則附則第四条の十 (施行規則附則第四条の十一第 一第 項に規定するものに限る。)又は車両総重量 項に規定するものに限る。)、 項に規定するものに限る。)で初 バス

> 三十年軽油軽中量車基準」を「第六十四条第一項第三号ア(1)に規定する平成三十年軽いて「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)」に改め、同項第六号中「平成条第一項第二号ア(1)□に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号にお油ガス軽中量車基準」という。)」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同油・10円に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石)同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第六十四条第一項第二号ア(1)同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第六十四条第一項第二号ア(1) 油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)」 の項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。) ギー消費効率」を「同号ア③に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下こ 十四条第一項第一号ア2]を 量車基準」を「同条第一項第一号ア⑴□に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準 (次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。) 」に、「第六 「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「 一年軽油軽中量車基準 「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第三号ア⑴に規定する平成二 同項に次の表を加える。 (次項第三号において 「同条第一項第一号ア②」に、 「平成二十一年軽油軽中量車基準」と 平成十七年ガソリン軽 「令和二年度基準エネ 」に改め、

六千五百円	二万五千円	第一項第一号イ
一万五百円	四万七百円	
七千円	二万七千二百円	
六千円	二万三千六百円	
五千五百円	二万五百円	
四千五百円	一万七千九百円	
四千円	一万五千七百円	
三千五百円	一万三千八百円	
二千五百円	九千五百円	
二千五百円	八千五百円	
二千円	七千五百円	第一項第一号ア

			= <del>1</del> P	一万千丑百円	_
七千円	二万六千五百円	第一項第三号ア(2	=======================================		
1 = 1 = E			二千円	八千円	第一項第二号イ
			千二百円	四千七百円	
六千五百円	二万五千五百円		七千五百円	二万九千五百円	
六千円	二万二千五百円			- 7 3 - 3 - 6 F	
五千円	二万円				
四千五百円	一万七千五百円		五千五百円	二万二千円	
. <u>D</u>	一		五千円	一万八千五百円	
<u> </u>		:	四千円	一万五千円	
三千円	一万二千円	第一頃第三号ア1)	三千円	一万二千円	
五千五百円	二万六百円				
三千円	一万二百円	第一項第二号ウ(2)	二千五百円	九 千 円	
P F	- フラミニ - アラミニ - F		二千円	六千五百円	第一項第二号ア
<b>写</b> 于	一万丘子盲可		二万七千五百円	十一万円	
二千円	七千五百円	第一項第二号ウ(1)			
千六百円	六千三百円		二万二千円	八万七千円	
			一万九千円	七万五千五百円	
- 5 - 5 - 5 - 5 - 7 - 7			一万六千五百円	六万五千五百円	
九千円	三万五千円		一万匹千五百円	五万七千円	
七千五百円	三万円				
六千五百円	二万五千五百円		一万二千五百円	五万円	
			一万千円	四万三千五百円	
五千五百円	二万五百円		九千円	三大六千円	
四千円	一万六千円		Ľ.		
			八千円	三万五百円	

千六百円	六千三百円	
千三百円	五千二百円	第二項第二号
千六百円	六千三百円	
千二百円	四千七百円	
千円	三千七百円	第二項第一号
千五百円	六千円	
千五百円	四千五百円	第一項第四号
二万千円	八万三千円	
一万八千五百円	七万四千円	
一万六千五百円	六万五千五百円	
一万四千五百円	五万七千円	
一万二千五百円	四万九千円	
一万五百円	四万千円	
八千五百円	三万三千円	第一項第三号イ
一万六千円	六万四千円	
一万四千五百円	五万七千円	
一万三千円	五万五百円	
一万千円	四万四千円	
九千五百円	三万八千円	
八千円	三方二千円	

	四千五百円	八千五百円	
	四千円	七千五百円	第一号ア
一回五新 `七	」に、「第三項」を「次」に、「同条」」に、「令和五年度分」を「、当該初回車税の種別割に限り」を削り、「令和五令和四年三月三十一日までの間に初回新項第一号ア及び第四号ア」に改め、「、同条第六項各号列記以外の部分中「第七	「同項」に改め、同項に次の表を加える。「第三項」を「次」に、「同条」、「同項」に改め、同項に次の表を加える。「第三項」を「次」に、「同条」、登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新設営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新設営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新設営業別のの第五項を同条第二項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「第七年の関係のの第五項を同条第二項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「第七年の関係ののの第五項を同条第二項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「第七年のののでは、1000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、10000円のでは、100000	を「同項」に改め、同項に次の表を加える。 新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、 新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、 規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、 規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、 といる。
	二千円	八千円	

二千五百円	四千五百円	第四号ア
二万五百円	四万七百円	
一万四千円	二万七千二百円	
一万二千円	二万三千六百円	
一万五百円	二万五百円	
九千円	一万七千九百円	
八千円	一万五千七百円	
七千円	一万三千八百円	
五千円	九千五百円	
四千五百円	八千五百円	
四千円	七千五百円	第一号ア

附則第十四条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改「から第六項まで」を「又は第三項」に改める。附則第十条の四の四第一項中「、第三項、第五項又は第六項」を「又は第三項」に、附則第十条の四第六項を同条第三項とする。

附則第十六条第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

第四条 新条例附則第十条の二の九第一項

(第二号に係る部分に限る。)、

第六項及び

福島県規則第三十四号

## のように改正する。 福島県税条例等の一部を改正する条例 (令和四年条例第三十五号)の一部を次

附則第五条第三項中「令和三年四月一日」の下に「から令和五年三月三十一日まで」 「施行の日」の下に「から令和七年三月三十一日まで」を加える。

### 附 則

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、福島県税条例第五十八 条の二十五及び同条例附則第十条の二の九の改正規定並びに附則第四条の規定は、日 化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。 本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑 (事業税に関する経過措置)

第二条 改正後の福島県税条例(以下「新条例」という。) の規定中法人の事業税に関 業税については、なお従前の例による。 度に係る法人の事業税について適用し、 する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、 (不動産取得税に関する経過措置)

報

して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する||三条||新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対 不動産取得税については、なお従前の例による。 (軽油引取税に関する経過措置)

第七項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後の軽油の引取り 渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。 及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲

(自動車税に関する経過措置)

2 新条例附則第十条の四の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割につ 第五条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得され れた自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。 た自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得さ て適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、 なお従前の例による。

### 規 則

令和5年3月31日 金曜日

福島県税条例施行規則の 令和五年三月三十一日 部を改正する規則をここに公布する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

# 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 福島県税条例施行規則 (昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改

納入」を加え、同条第五項中「自動車税の種別割の納付」を「徴収金の納付又は納入」 第十三条第四項中「自動車税の種別割」を「徴収金」に改め、 「自動車税の種別割を」を「徴収金を」に改め、同条第六項中「自動車税の種別割 「納付」の下に「又は

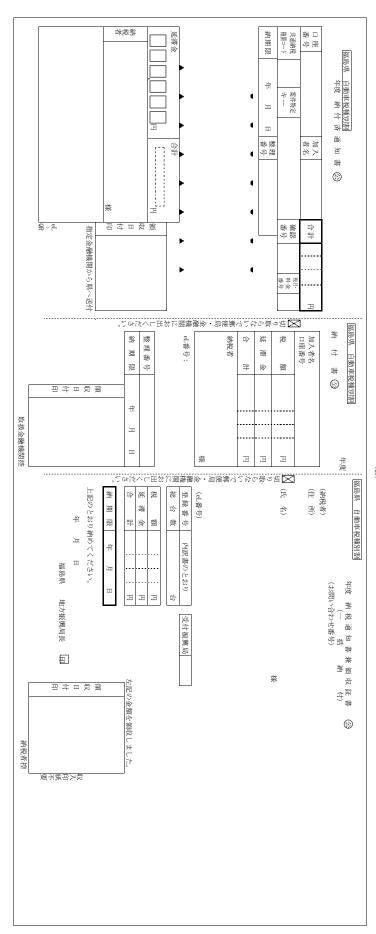
第五号の二様式その四を次のように改める。

福

島

県

その4(自動車税種別割・電算文字読取処理用)



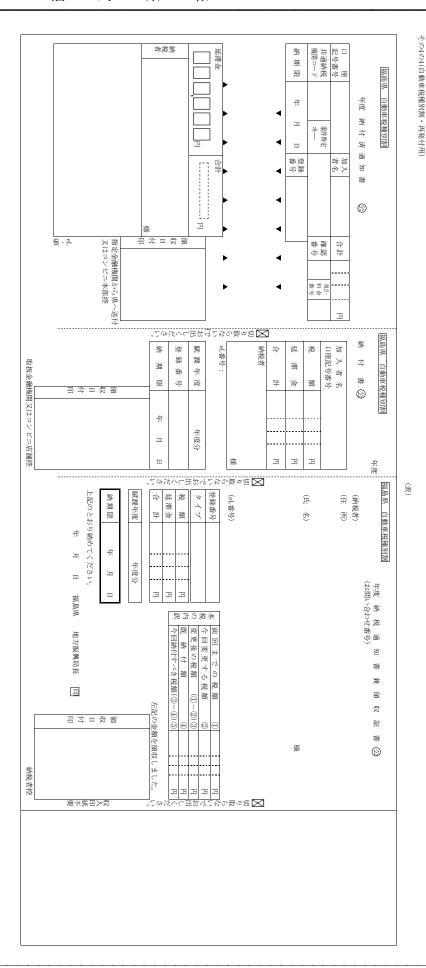
 $\stackrel{\text{\tiny{(\#)}}}{\#}$ 

その4の3(自動車税種別割(一括納付)・電算文字読取処理用)

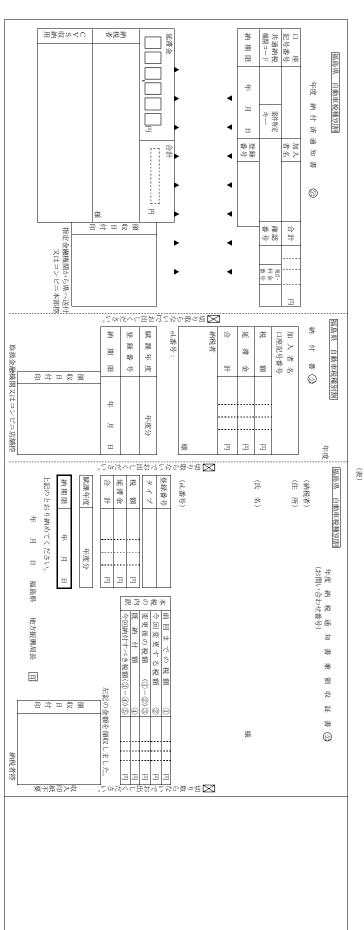
10

福

海)



日動車段種別制の課稅について 日動車段種別制は、地方稅法第146条及び福島県稅条例第39条の規定により、自動車の所有者に課稅されます。 2 この処分に不限があるときは、この納稅通由事を受け取つた日の翌日から起軍して3か月以内に、福島県和軍に審査請求をすることができまず(なお、その別間内であつても、この処分の日の翌日から民軍して1年を義補すると書意書がとするとまでまるとなります。)。 処分の日の翌日から民軍して1年を義補すると書意書がに対する成次を務でなければ、超島県和軍に審査請求をするとおできません。その場合において、処分の関利しの際はし、そのを分について200番音書求に対する成次を務を役でなければ、超島県本代まするとまできません。その場合において、処分の関利して第文は、その事者書求に対する成次があつたことができません。その場合について、処分の関利して罪る社事との事者書かに対する成次を務となっます。)。 処分の関利しの際はし、この経分について200番音書求に対する成分を務と表でなります。)。 ただし、水の门から(3)までの中方れができまするとまではまでするとないでは大きないまするとなりません。(4) 200分の受力に対するとなりません。(5) 200分の受力に対するとまでなくなります。)。 ただし、水の川から(3)までの中方ないときまし、一部者請求をした日の翌日から程算して3か月を経過しても成次がないとき。 (2) 200分、処分の製行式は手続の続行によりまする者して最次がないとき。 (2) 200分、処分の製行対は手続の続行によりまする者といで処分の取削しの訴えを提起することが、あるとき。(2) 200分、処分の製行を務ないことできまた。「海前は、中国の場とが表別のの関目の場所には、次により、日本の場所と行い、でもより、中国の会との場とで、場所に、次により、日本の場所とは、時間、この明台とは、本の場合との場に、大の明台とは、大の関合にあっては当版経帯を特別基準制合には、その場所を加入により、大はその全額が2、00円未満であるときは、その場所を創入に対しても全額を削り構てます。 (3) (1) 及び(3)により計算します。「日本の全額が2、00円未満であるときは、その場所を創入は行り、全額を削り着でます。又はその全額が5、1、00円未満であるとさは、その場所を創入はその全額が5、1、00円未満であるを得は、その場所を創入は日本の金額を削り着でます。又はその全額が5、1,000円未満であるときは、その場所を創入に対しての金額を削り着でます。又はその全額が5、1,000円未満であるとさは、その場所を創入は中で、200分を利力により、200円未満であるとさは、その場所を創入に対しての金額を削入はよります。 (4) 200年未満であるとさは、その場所を創入はその全額が5、1,000円未満であるとさは、その場所を創入はその全額を削入はその全額を削入はその金額を削入はその金額を削入はその金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入に対しての金額を削入されているるとさままままままままままままままままままままままままままままままままままま	(類)



₹0405

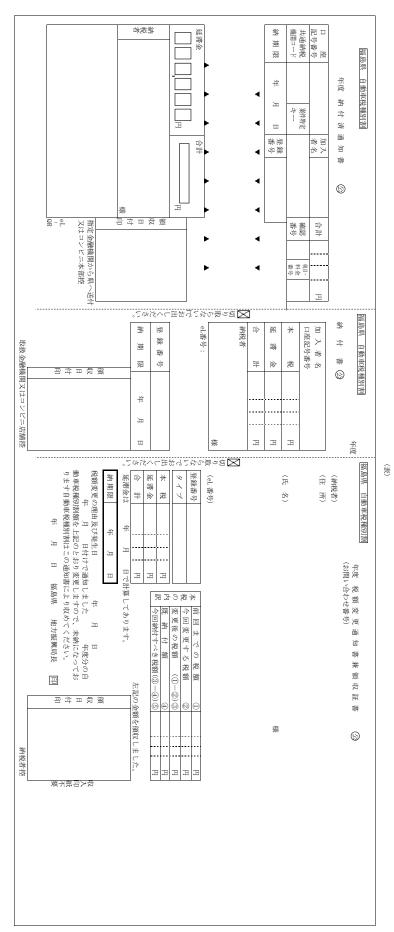
14

福

島

県

報



### 第13号様式(第18条関係)

令和5年3月31日 金曜日

第	号	納	期	限	変	更	告	知	書			
										左	н	

島

(納 税 者) 様 特別徴収義務者)

福島県 地方振興局長 印

あなたが納めるべき県税の納期限を下記のとおり変更しました。

福

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

	整理番号 自動車の 登録番号	カー	年	度	期	別	税		Ш	税	額
									税		円
当	初	σ.	)	納	期	限		年	月	目	
変	更	後	Ø	納	期	限		年	月	目	
変											
更											
の											
事											
由											
摘											
要											

第二十号様式を次のように改める。

### 第20号様式(第35条関係)

令和5年3月31日 金曜日

第	号	保	全	差	押	金	額	通	知	書					
											年	j	∃	Н	

(納税義務者) 様

福島県 地方振興局長 印

地方税法第16条の4第1項の規定により、下記のとおり保全差押金額を決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

下記の金額に相当する担保として同法第16条第1項各号に掲げるもの又は金銭を提供されないときは、あなたの財産について滞納処分をすることになります。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

整理番号	年 度	期別	税目	金	額
					円
処分理由					

第二十二号様式その二の二中「(指定約付受託者」を「(機構指定約付受託者」に、「地方自治法第531条の2の3第1項」を「地方税法第247条の7」に、「知事が指定する指定約付受託者」を「同法第247条の8に規定する機構指定約付受託者」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

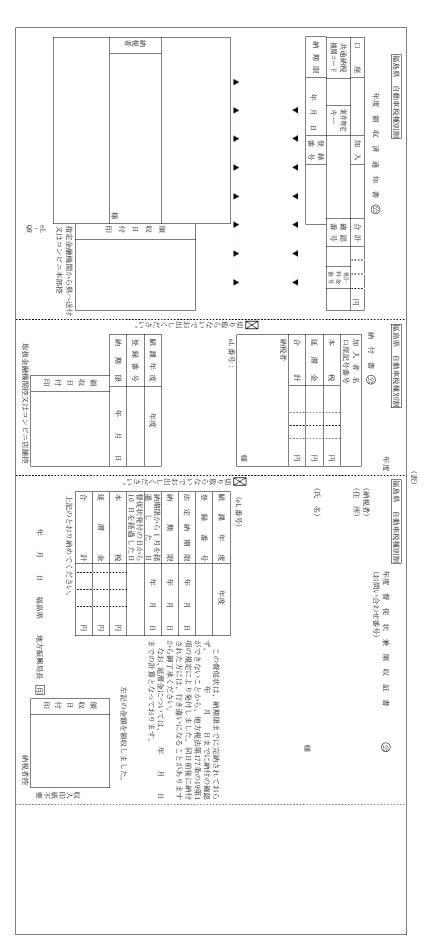
その2の3(一括納付・減免に係る自動車税種別割納税証明書)

	自動車税種	別割納税証明書		
	(継続検査・構	構造等変更検査用)		
	登録番号			
	車台番号			
	本書の有効期限			
		年	月	日
福島り	自動車の継続検査・様を受けるときに必要で、自動車検査証(車に保管しておいてくなお、登録番号欄のは使用できません。	重検証)と一緒に大切 ださい。 に***印があるも		
			F	<b>:</b> []

第二十二号の三様式を次のように改める。

### 第22号の3様式(第38条の2関係)

		自動車税種別領			
		(継続検査・構造	等変更検査用)		
	登録番号				
	車台番号				
	本書の有効期限				
			年	月	日
		この証明書は領収日代年 月までのものに限り使用	日		
		なお、次の場合には他 1 登録番号欄に* 2 金融機関等の領	**印がある場	<b>景</b> 合	
福島県	∃ 				
			領収日		
			付印		



福

 7267		
 1 この督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されないときは、その翌日		
 から滞納処分をされることになります。		
2 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以		
 内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、差押えに係		
 る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算		
して3か月を経過した日後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求を		
 することができなくなります。)。		
 3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起		
 することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決		
 があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において		
 福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間		
 内であつても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたこと		
 を知つた日)の翌日から起算して 3 か月を経過した日後又はその裁決の日の翌日から起算して 1		
 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)		
 から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴		
えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、差		
 押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日		
から起算して 3 か月を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま		
す。)。		
 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。		
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある		
CF OH		
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		
 		Ţ

()

### 第25号様式(第42条関係)

	その1(動産・有価証券用)									
		差	押	調	書					
								年	月	目
						福島県	地方振興月	司		
						福島県	徴税吏員			
Į.	下記の滞納県税に係る徴収金を 一の例によるものとされる国税役	- 12 - 2 - 2 - 3 - 3 - 3					たので、地方	方税法	の規定	により
	なお、この処分に不服があると	こきは、この処分が	あつたこと	を知つた	日の翌日	から起算して	3か月以内に	こ、福	島県知	事に審
_	ቼ請求をすることができます(な 翌日から起算して1年を経過する	//*/				に規定する公列	売期日等後こ	又はこ	の処分	の日の
1					DESTRUCTION					

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

す。)。 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。														
						しい損害を避り	けるため	め緊急	<b>急の必要がある</b>	とき。				
	その他裁決を		ことにつ	き正当な	理由がある	とき。								
滞納	住 (居)	所												
納者	氏	名												
滞	整理番号	年度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日		額	延滞金	加多	争金	滞処分	納身費	
								円	地方税法に よる金額		円		円	
納														
					• •									
金					• •									
derr					• •									
額					• •									
処分理由														
	財 産 の 名 種 性質及び所在	<b>妳、数</b>												
	処分のため: f又は物	捜索し					搜索 日時			B	寺 分	年 から	時	月 分まで
上前	巴の差押(捜索	変)に立ち	会い差担	甲調書謄名	本を受領しる	-	立会人	(滞納	者との関係	)		年	月	目
				お、上記	記差押財産は	は通知のあるま	で無償	で保	管します。			年	月	目
上記	2差押財産の	保管を命	じます。				1	福島県	県 徴税吏員			年	月	FI FID
上記 ださV	兄差押財産に 、。	ついて		のため	使用を許可	してく上記差			<b>巨用を許可</b>			ます。ません		
	年 .	月 日 申請						F 福島』	月 日 県 徴税吏員					
						•								

その2(不動産等・特許権等国税徴収法第72条適用財産用)

第		号				差	押調	書					
								福島	場県	地方捷	年 長嗣島	月	日
								ЩЩ		徴税5			
下	記の滞	納県稼	に係る行	数収金を	- 徴収す	るため、下	記のとおりあな	たの財産	を差し押	コキネヨ	きしたので	、地方税	法の規
							条の規定により、						
滞納者	住	(居)	所										
者	氏		名		1	T	T	1	_				1
	整番	理 号	年度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税額	延滞	金	加算金	滞 納 処分費	
滞		-						円	地方税よる金額		円	円	
納													
71.3						• •							
金						• •							
						• •							
額													
処分理-													
理由													
差													
押財													
差押財産の名称													
`													
数量、													
性質及び所在													
所在													
摘													
要													

### その3(債権用)

	差	押	調	書			
この差押債権の取立てその他					年	月	日

この差押債権の取立てその他 の処分を禁じます。

福島県 地方振興局

福島県 徴税吏員

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの債権を差し押さえましたので、地方税法の規定により その例によるものとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞納者	住	(居)	所									
者	氏		名									
滞	整番	理号	年度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	
								円	地方税法に よる金額	円	円	
納												
						• •						
金												
額						• •						
処分理由												
差表	债 務 者	住	(居)	所								
押 債 権	者	氏		名								
権の示	債権 の類						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	責 権 額				円
履	行	期	限		年	月	日	l.				
滞納知場所又		こめ捜	索した				搜		年 月 時 分から	日 時 分まて	\$	
上記	2の差押 年	甲(搜索 月	:)に立ち 日	会い差担	甲調書謄2	本を受領し						
							立会	人(滞納	者との関係	)		
差押	押調書謄 年	*本を <sup>9</sup> 月	受領しま 日	した。								

号外第26号

その4(電話加入権等国税徴収法第73条適用財産用)

	差	押	調	書				
様								
						年	月	日
					福島県	地方振興局		
					50 0 10	加瓦 4 土土 口		(FIX)

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞納者	住	(居	) 所									
者	氏		名									
滞納	整番	理号	年度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税額	延滞金地方税は法による金額	加算金	滞納処分費	
787						• •		円	巴	円	円	
金												
額												
処分理由												
を 差押財産												

上記の差押(捜索)に立ち会い差押調書謄本を受領しました。

年 月 日

立会人(滞納者との関係 )

差押調書謄本を受領しました。

年 月 日

### その5 (振替社債等国税徴収法第73条の2適用財産用)

差 押 調 書

様

年 月 日

福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員

**(**1)

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえましたので、地方税法の規定により その例によるものとされる国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します。この差押振替社債等の取立てその他の処 分又は振替若しくは抹消の申請を禁じます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞納者	住 (居)	所									
者	氏	名									
滞納	整理番号	年度	期別	税目	納期限	督促状 発付後 10 日経 過日	税額	延滞金 地方税法に よる金額	加算金	滞 納 処分費	
金							円	円	円	円	
額											
領											
処分理由											
差押振替社債等の種類及び額又は数											
摘											
要											

### **第25号の2様式**(第42条関係)

					担	東 索	訓	書						
								福島県 福島! 下記のと: 6条第1項 <i>の</i>	県 おり		したの	で、		
滞納者	住	(居	)所											
者	氏		名											
	整 番	理 号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞	金	加算金	滞処		納費	
浀						• •	円	地方税法 よる金額		円			円	
滞						• •								
納						• •								
金						• •								
額						• •								
						• •								
						• •								
捜索した場所又は物														
捜甲索時			年 月	日	時 時									
摘要														
上	要   上記の捜索に立ち会い捜索調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人(滞納者との関係 )													
捜		<b></b>	×を受領 月		-0									

### 第25号の3様式(第42条関係)

### 監守保存処分調書

年 月 日

地方振興局 福島県

福島県 徴税吏員 下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第70条第3項の 規定により、下記のとおり財産の監守保存処分をします。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審 査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をす ることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以 内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(な お、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができな くなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消し の訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)	その他	裁決を	経ないこ	とにつき	正当な理	里由があると	<b>こき。</b>						
滞納者	住	(居)	所										
者	氏		名										
滞	整番	理 号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞処	納		
							円	地方税法に よる金額	円		円		
納													
						• •							
金						• •							
金													
額													
.,.													
監守保存処分財産の表示													
上記				ち会い、!	監守保存	処分調書謄	本を受領	しました。					
	年	月	日				<b>☆</b>	会人(滞納者と <i>の</i>	) 関係 )				
些与	宇保存	几分調章	<b>生</b> 勝木を	受領しま	1.1- 1-	おト記監		分財産は、通知		田僧で保	答します	<del>-</del>	
III.	年	月	日	文原しよ	010, 14	40, T.E.	TIMIT C	ガ料座は、地本	100 W) W C F	… 頃 て 杯	· 日 し み 7	0	
上記	己監守任	R存処分	分財産の	保管を命	じます。								
	年	月	日					福島県	徴税吏員				
摘要													

### 第25号の4様式(第42条関係)

### 差押財産搬出調書

年 月 日

福島県

地方振興局

福島県 徴税吏員

A

下記差押財産の保管を解除し、搬出します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月

日

滞	住	(扂	클)	所										
納者	氏			名										
差	押	年	月	日				白	Ē.	月	目			
差押財産の名称、														
数量、														
性質及び所在														
差技	甲財産	産搬	出訓	問書朋	学本を	受領し	しました	÷.						
			年	Ē	月	日								
									立会人(係	と管者と (	の関係	)		
Ž	<b></b>	<b></b> 才產	搬出	出調書	<b></b>	を受領	頁しまし	った。						

保管者

福

			> >		部長		ij	ř	<u>,</u>	第2
			<u> </u>				AY J	<u>k</u>		<b>第27号様式</b> (第42条関係)
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		型部長					洪
					丟票	寀	开	* 住	ļ	第42%
			<u> </u>		課員			(居)		経関
			<u>}                                    </u>			<b>-</b> -``				然
			/		<b>暑</b> 宗 驻	徊	谷	所		
•		•			保年					
•		•			月	#				
			<u>}                                    </u>		御田					
			/ / / / / / ? ?		保 留 品	屈			批	
					動産	) <del></del> [			举	
					(等の					
					動産等の種類				便	
					部長				強	
									118	
			; ; ; ;		馬馬斯				华	
					隷長			差	寀	
			< <		課員	<u></u>		押:	渔	
			\ \ \ \					年月		
					是 是 是			ш	箪	
•	•	•			明 年月	渡		差		
•	•	•	•	•	渡日			押 <sub></sub> 月		
					痩 1년	اسار		解肾		
					事	##		A A A A		
T .			\ \		⊞			押星		
					引渡先	/Ħ		除差押整理日番		
					$\vdash$	屈		簿号		
					金虫			保管		
					(居)			簿		
					形名			番号		
1	1	<u> </u>	S S 1					7		

報

### 第31号様式(第42条関係)

### 債 権 差 押 通 知 書

県

福島県 地方振興局

年

月

福島県 徴税吏員

(II)

日

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおり債権を差し押さえます。差押債権は下記の履行期限までに本職 宛お支払いください。この通知を受けたのち、差押債権につき債権者に対する債務の履行を禁じます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審 査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をす ることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以 内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(な お、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができな くなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消し の訴えを提起することができます。

福

島

(1)										しても裁決かな			- 30						
(2)										_い損害を避ける _ *	っため	)緊急	.の必:	要かる	りる。	とき。			
(3)				ない、	_ 2 KC	つき	止当	な理	!由があると	2 <b>3</b> .									
滞納者		(居) 月	_																
者	氏	2	名																1
	整理	番号	年	度	期	別	税	目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税	額			金	加拿	章 金	滞 納 処分費	
滞												円		方税法 5金額			円	円	
1111																			
納																			
金									• •										
額									• •										
TIM									• •										
		ı																	
差 押	債 務 者	住 (	(居)	所 名															
f 債 権	債													債					
の	権の													権					
表示	種類													額					円
履	行	期	限			年		月	日					1	1				
摘																			
要																			
債	権差押	通知書	を受	領し	ました	Ξ.					年	<b>Ξ</b> .	月	月	F	庤	分		
										職名				氏	名				

福

島

県

報

**第33号様式**(第42条関係)

取上処分を受けた者 (年月日)		
にた。	書謄本を受領し	債権証書取上調書謄本を受領しました。
立会人(年月日		
にた。	書謄本を受領し	債権証書取上調書謄本を受領しました。
		取り上げた証書の名称等
	名	AYJ
	(居) 所	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
県税に係る徴収金の滞納処分に係る債権差押えのために必要があるので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第65の規定により下記の証書を取り上げました。	の滞納処分に係 の証書を取り上	県税に係る徴収金の滞納処分に係る債権差! 条の規定により下記の証書を取り上げました。
年       月       日         福島県       地方振興局       田         (日)       田       田		
債権証書取上調書		

### 第34号様式(第42条関係)

差			扌	₱			書
差	押	財	産	占	右	調	書

年 月 日

福島県 地方振興局

福島県 徴税吏員

1

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえました。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

<b>7#</b>	整 理番 号	年 度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税額	延滞金額	加算金	滞 納 処分費	
滞							円	地方税法に よる金額	円	円	
納								よる金領			
金											
額											
P.											
処		1		I							
処分理由											
- Н											
差押財産の表示											
示	差押年月	月日		年 月	目						

上記差押財産の占有調書謄本を受領しました。

年 月 日

立会人(滞納者との関係)

上記差押財産の保管を命じます。	年 月 日
(保管者氏名) 様	
	福島県 徴税吏員
上記差押財産は通知があるまで無償で保管します。	
	年 月 日
	(保管者氏名)
上記差押財産についてのため使用を許可してください。	上記差押財産の使用を許可 します。 しません。
年 月 日	年 月 日
(申立人氏名)	福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 印

- 備考 1 この書は、自動車又は建設機械の差押え及び当該財産の占有について使用すること。
  - 2 この書中「下記のとおり」の次の空自部分には、次の場合に応じ、それぞれ次の文言を記入すること。
    - (1) 差押のみ行う場合 差し押えます。

- (2) 差し押え、かつ、差押財産を占有する場合 財産を差し押えるとともに、当該財産を占有します。
- (3) さきに差し押えた財産を占有する場合 財産を差し押えましたが、この度当該財産を本職において占有します。
- 3 この書を使用する場合には、1に規定するそれぞれの場合に応じ、不要な文言又は欄を斜線等で消すこと。

# 第39号の5様式(第42条関係)

				1			~ 1 71 21				
	L		WL.		11WL	炒	引渡を受けれ具直の名	ä	并		
	변		世		数加	:九口 =	た財産の名称、数量、	<b>&gt;</b>	l«		
	微		差		差	共	<ul><li>す、女童、性質及び所性質及び所</li></ul>	Ž	Š L	9	
	川差		参加差押財産引受調書謄本を受領しました。		参加差押財産引受調書謄本を受領しました。	参加差押年月	在	П	*	下記のとおり参加差押財産の引渡を受ける。	
	捶		強		強	Ш	,,,			2	
	五村							果	魚	参加	
	163		灩		灩				(用)	売	
燕	以豐		書		書				1,1	神	
	書		**		**			名	型	海(	
	本		MH M	立会人(	MH MH	弁				の号	
			漁	$\stackrel{"}{\succ}$	強	,,,				減	
	製の		H+		H+					MII VY	
	)差:		,		, 	Д				3	
	押		it		J.					°N	
	華		2								
	の 存		なな、			Ш					缈
	晉		H								加
	か年		上記財産は、								差
	J.	)	産	$\overline{}$							
	上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。		F								華
	۰,		通5								型
			通知があるまで無償で保管します。								産
			94								<u></u>
			H+								
			が無								AJI)
			資								灩
=	益		S S S							ذ	<u></u>
Ē	福島県		河							福島県	m(r <del>p</del>
3	洄		Ht. 							海	
			<u>a</u>								
			Ü								
Ė	<b>幸</b>									基	
1	方 振									方振	
(	) 題									運	
3	计方振通局导									地方振興局長	
	, .									.,	
	平	+	Ĥ	+	Í.					件	
				,						,	
	Я	7	Ш	7	ш					Я	
[-	田田	I	П	I	П					田田	

### 第40号の3様式 (第42条関係)

その1(滞納者用)

り公告しましたので、同法第96条の規定により通知します。 (滯納者)様 徭 地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定によ 1> 売 闽 田 卌 地方振興局長 併 田 픞 Ш

期限後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。 とができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をするこ

財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができな する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押 いて、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過する と、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対 (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合にお

審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき

福

2

島

県

報

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

×	大	×	財産	公肃	褦	(3)
		氘		<b>A</b>	쑛	
売	拼	9			琳	の他
	4	$\succ$			Ĥ	裁決
0	5			愗	(居)	を経
	売	<u></u>		数	所	ない
並	9	×		岬		7
平	日	点		至		その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
•••	噩	$\succ$				左当才
		入札せり売		鬞		は理由に
	<u></u>	売		所		がある
						\ \ \ \
		年		在		
		月		賃借		
	平	П		賃借権又は地上権の内容		
		4		は地.		
	Я	前後		上権の	Æ	
	ш			り内容		
		時		見	*	
	7	分		積	4	
	,	分から		童		
	前後	4		額		
		油後				
	再	., _,		於		
		痔		売		
	分			籴		
		分ま		謂		
		d		<b>*</b>		

		金額	締約	色の	4 C		党	金色	倍 揿	∮ 0V	に係	1 売	>	逥	7	売
権													整理番号	受人の	金	却 決 定
	華												年	資格	答	9
	<b>影</b>												承	20	<b></b>	日時
	<b>(A)</b>												塘	他の	期	ダび
	額	<u> </u>				#							别	翢		華
													烧	件	叕	所
				•					•			•	終			
			•	•									期『			
													<b>股</b> 税			
															平	年
												田	額		Я	月
												地方			Ш	Ш
												地方税法に	延滯			
												こよる金額	<b>*</b>		午 育 後	午 第 後
												金額			×× 11	
													加			
													算 金		帮	再
													54			

その2(利害関係人用)

1 売 闽 出 攻 Ç 广 鰲 戝 在 盤 -# K 篖

业 ₩

升

П

Ш

亞

声

徭

### (利害関係人)様

の前日までに提出してください。 公告しましたので、同法第96条の規定により通知します。この財産の売却代金から配当を受けたいときは、債権現在額申立書を売却決定の日 地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定により 地方振興局長

限後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。 とができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期 なな、なな、 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をするこ

の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、 税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国 において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税 て、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟 徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分 また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決 その場合におい

審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

福

 $\widehat{\mathbf{1}}$ 

2)

島

県

報

- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- **みの他裁決を経ない、アにしま下当な理由があるアネ**

1/	\_I	12	財産	シボ	≾≾	
於	方		11十四三		蕃	(0)
		売		名	쑛	7
売	捝				承	7TILE
	4	$\succ$			<b>A</b>	X 1/2 /
9	5			称	(居)	1、訊/
	売	<u></u>		数	所	との同数分を開み、10~18月日を拍田が多らりる。
赫	Ш	於		岬		1
		売		袹		(,)
所	平	9				E
	麗	入札せり売				11/4/
		49		質		出日/
	<u>+</u>	売		严		1000
						0
		年				0
		,.		在		
		月		賃借		
	平	Ш		賃借権又は地上権の内容		
		4		は地		
	月	直後		上権	开	
		, ,		の内		
	Ш	丰				
		()		見	2	
	4	分から		積		
	前後			角		
	\rangle \( \times \)	午		額		
		前後		公		
	平					
		丰		売		
	谷			宋		
		分ま		計		
		Ÿ		<b>(4)</b>		

		金額	海狗	名の	4 C			額	* 巻	宗の誰	売に	於		運	7	売
施 敗													整理番号	受人の	金	却決定
	*												手年	資格	绺	9
	帶納												痩	7 0	<b></b>	田平
	₽												期	街	\	双
	額	ᅖ				<u>=</u> ##							7.	の舞	期	び 参
													别税	件	舜	所
	=#I															
													目納			
			•	•	•		•	•	•	•	•	•	明期			
			•	•	•		•	•	•	•	•	•	叕			
													税			
															弁	平
													277		月	Я
												<u></u>	額			
												地方税法に			ш	ш
												法に	延滞		4	7
												9-	**			恒後
												る金額				
													加			
													算 金		郡	平

## 第40号の4様式 (第42条関係)

場で随意契約により売却(委託売却)することとしましたので、同法第109条第4項の規定により通知します。 その1(滞納者用) 徭 地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第109条第1項第2号の規定により取引所の相場のある下記の財産をその日の相 (滞納者) 此 燕 委 严 売 掛 F7 9-B 売 井 漸 出 卌 地方振興局長 伻 田 田田

ができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すストー 幸本書かむするといいである。

経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴 の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、 収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分 において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税 て、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟 後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。 また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 審査請求に対する裁決を その場合におい

- $\Xi$ 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

売力	対財産	売却	箍	(3)
挡		谷	徐	
の法			₩	の他
			住	裁决
		栋	(居)	を雑
		数	所	1727
				7
		絡		その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある
				き正き
				当な判
		揿		里田カ
委 実		严		386
严楢				C C#
売期				o`
世間		在		
		魚具		
平		借権又は地上権の内容		
Ţn		X/JJ		
且		地上村	果	
ш		雀の月		
		容		
27		売	名	
件				
Д		掛		
ш				
9 <del>11</del>				
Ą		角		
		盤		

		金額	<b></b>	名の	4e		第	伸	ଳ 納	. W	に廃	挡	売	皿	売	売
施 販													整理番号	受人の資	却 代	却
	華												年	格名	金	決
	终												承	9	支 払	定
	会												期	色の	ム 期	9
	額	#				#							别;	要件	贝	Ш
													汽			
	,												Ш			
			•					•	•			•	納其			
			•	•	•		•	•	•	•	•	•	期限			
													烧			
																平
												田	額			Я
													延			
												方税剂				Ш
												地方税法による金額	褦			
												る金箔				
												選	金加			
													叩算			
													余			

### その2(利害関係人用)

徭

亨

袠 捫 売 些 F7 9-Ø 売 盐 闽 強 1

### (利害関係人) 蕪

併

田

Ī Ш

場で随意契約により売却(委託売却)することとしましたので、同法第109条第4項の規定により通知します。この売却代金から配当を受けたい 地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第109条第1項第2号の規定により取引所の相場のある下記の財産をその日の相 債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに提出してください。 地方振興局

ができます(なお、 後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。 なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をす に个服까あるとさは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすること その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限

経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴 の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、 収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分 て、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟 において福島県を代表する者は、 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、 審査請求に対する裁決を 当該差押財産が国税 その場合におい

- 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- 3 (2) **みの他裁決を経ないことにしま正当な理由があるとま**

売 却 <i>の</i>	<b>4</b> 更編	売 名	滞納者住(居)所	(3) 「つり回後へも無み」」の「しゅ月世み角田があらても。
(注)		称 数 量 銘 柄	者 住 (居)	
		数 量 銘 柄	住 (居)	7日後久で頼み、10~10月日が前日ごのらり
- 株 乗		数 量 銘 柄	(居)	多人で重な、10~10月世を前日ごのらつ
株 乗		数 量 銘 柄	-	で訊み、一つでしのド山を出日ごののつ
- 株 乗		量銘柄	所	すべ 一つで ノの上上 子出田 ごめらつ
- 株 乗		銘柄		1つうしの月世を新田が多らつ
朱 乗		柄		1 /の月山を泊田ごめらり
朱 乗				11年日が発用が必らて
朱 乗				14年12999
朱 承				#H17000
委 実		所		(W) (C)
				٢
託施				Ŋ
売 戡				0
世世		在		
		質		
年		借権又は地上権の内容		
111		4\$1X		
月		也上林	开	
ш		権の体		
לל		谷		
2,		売	谷	
年				
Ш		掛		
ш				
911.				
d		自		
		額		

		金額	<b></b>	名の	4e		館	金	席 納	<i>⊗</i> :	に係	进	売	皿	売	売
施財	譜												整理番号	受人の資	却 代	却
	約金												年度	格その	金支	決定
	額合言	#				#							期別	他の要何	払 期 1	9
	TINI.												税	件	聚	Ш
-			•	•	•		•	•	•	•	•	•	目納期日			
													限税			年
												円	額			月
												地方税法によ	延滞			Ш
												こよる金額	帝			
													加算金			

第八十号の二様式を次のように改める。

第80号の2様式(第65条、第79条関係)

法 人 県 民 税 法 人 事 業 税 特別法人事業税

(更正・決定・加算金決定) 通知書

(表)

		店 生地									年 月	日
	法	人名							福	島県	地方振興局長	印
						様				管理	<b>里番号</b>	
		県民税・法人 お知らせしまっ		法人事業税	を下記のとお	り更正	・決定・加算金決定しまし		法定納期限			
7	はな	スポらせしょう 、不足税額及で 付書により最行	ブ加算金額の			さい。	)と指定しましたか		更正決定の理由			
		事業年度			から		まで		現在の資本金			P.
				法人	事業税			資本	等の額資本金等		県民税	Е
	1	区分		課税標	準 円	税率	税額		区分	An der		P.
		所得金額総額							課税標準とな る法人税額	総額		
法		年400万円以下 年400万円超				100				本県分		
第 72 条	所得	年800万円以下				100		_	法人税割額	100		
未 の 2	割	年800万円超				100			外国の法人税額 額	等控除		
第 1		計						法	仮装経理に基C 額	がく控除		
項 第 1		軽減税率不適用	法人の金額			100		人税	利子割額の控防 除した金額)	滚額(控		
号•	付加	付加価値額総額	į					割	差引税額			
第2号	価値割	付加価値額				100			納付確定分			
に掲げ	資	資本金等の額総	額						租税条約の実施 控除額	匠に係る		
る事	本割	資本金等の額				100			既還付請求利子 過大である場合			-
業	収	収入金額総額							差引法人税割額			
	入割					100			事務所等を有し 月数	ていた		
	所	所得金額総額				100		均		9 × 12		
	得割	所得金額		10				等 割 納付確定分				
同第	付加	付加価値額総額	į			100		_	差引均等割額			
3 号	価値	付加価値額				$\overline{}$			利子割額			
に掲げ	割資	資本金等の額総	額			100			控除した額			
る事	本割	資本金等の額				-		-Cil	控除することか	ぶできな		
業		収入金額総額				100		利子割	かつた金額 既に還付を請す	さした利		
	収入割					_		-	子割額 既還付請求利子			
	付	収入金額				100		-	過大である場合	の納付額		
	加価	付加価値額総額	į						還付となる利		1 本条数	
同 第 4	値割	付加価値額				100		í	合計特別法人事業		人事業税	
号に	資本	資本金等の額総	額									
号に掲げる事	割	資本金等の額				100		既	こ納付の確定して	こいる額		
事業	収	収入金額総額						差引:	過不足特別法人	事業税額		
	入割	収入金額				100					•	
		1	合計事	業税額								
Hit. >	e úds /	+のかつ! ~! ・*	* 465									
		けの確定している F足法人事業税額						1				

(裏)

		県民	本県分			事業		国税処理年月日	
	分割	税	総数				総数	重加対応所得金額	
	分割基準	売し	総数		_		本県分	重加対応付加価値額	
		上高	軌 道			形 2		重加対応資本金等の額	
過少	通常分				×	/ 100	F-habbelan 1 A &C		
申	加重分	加重分				×	/ 100	重加対応収入金額	
告加	既に納付の確定している額						· 上田八香加基内设施		
算金	差引					差引	日過不足額	本県分重加対応税額	
不中	通常分	通常分				×	/ 100	Franklich Mr. 1 1M	
申告	加重分		1			× / 100		重加対応法人税	
加算	既に納付の確	雀定	している	額	•			<b>委加州中国日</b> 政	
全						差引	日過不足額	重加対応県民税	
重加	適用分	適用分		×	/ 100	延滞金計算の控除期間	~		
算	既に納付の確	光に納付の確定している額							
金		差码					過不足額		
_									

- 注 不足税額については、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。
- 不足税額については、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセント (この通知書による納期限までの期間については、年7.3パーセント) の割合 (平成12年1月1日わら平成25年12月31日までの期間については、当該期間の雇する各年の前年の1月30日を経過する日までの期間については、特に第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所発送等の一部を改正する技能(令和2年法律第4号)による反正前の租税目が場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあのます。平成26年1月1日日 計構置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年1という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合を加算した割合を加算した割合を加算した割合を加算した割合を加算した割合を加算した割合を加算した割合が再7.3パーセントの割合を加算した割合を加算した割合に表示の割合を加算した割合を加算した割合を加算した割合に表示の割合を加算した割合に表示の割合を加算した割合とは、年7.3パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合を加算した割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合とかつには一ちを加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合とします。)で計算します。
- 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を 計算します
- 3 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

### (教示)

- ~~~ この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、そ の期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県駅事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するととができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。 附 則

<del>(</del>税

務 課)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。